



もく じ 目 次

1. 経営主体 けいえいしゅたい 2 ページ
2. 利用施設 りようしせつ 3 ページ
3. サービスの目的・運営方針 もくてき うんえいほうしん 4 ページ
4. サービスに係わる施設・設備等の概要 かか しせつ せつびとう がいよう 4～5 ページ
5. サービス提供職員の設置状況 ていきょうしょくいん せつちじょうきょう 5～6 ページ
6. サービス提供内容 ていきょうないよう 7～8 ページ
7. 利用料金 りようりょうきん 9 ページ
8. 利用者の記録及び情報の管理 りようしゃ きろくおよ じょうほう かんり 9 ページ
9. 緊急時の対応 きんきゅうじ たいおう 9 ページ
10. 医療機関について いりょうきかん 10 ページ
11. 要望・苦情等申立先及び
虐待防止に関する相談窓口 ぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち . . 10～11 ページ
12. 非常災害時の対応 ひじょうさいがいじ たいおう 11～12 ページ
13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項 とうじぎょうしょ りよう さい りゅうい じこう . 12～13 ページ



していしょうがいしゃしえんしせつ
 指定障害者支援施設

だい えん たんきにゅうしょ じゅうようじこうせつめいしょ
 第1しょうせい苑 短期入所 重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設サービスの提供にあたり、厚生労働省令第172号第7条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要な事項です。

けいえいしゅたい
 1. 経営主体

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん しょうせいえん 社会福祉法人 松星苑
しよざいち 所在地	やまぐちけんくだまつしゅうの やみなみ 山口県下松市生野屋南 1-12-1
でんわばんごう 電話番号	0833-45-2425
FAXばんごう FAX番号	0833-44-8919
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net
メールアドレス	dai2shou@kvision.ne.jp
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りぢちやう ほんだただかた 理事長 原田正剛
せつりつねんがつび 設立年月日	しょうわ ねん がつ か 昭和51 (1976) 年6月7日
ほうじん えんかく 法人の沿革	<p>しょうわ ねん しゃかいふくしほうじん しょうせいえん せつりつ 昭和 51 (1976) 年 社会福祉法人 松星苑 設立</p> <p>しょうわ ねん ちできしょうがいしゃこうせいしせつ せつりつ げんたい えん 昭和 52 (1977) 年 知的障害者更生施設 しょうせいえん設立 (現第1しょうせい苑)</p> <p>しょうわ ねん ちできしょうがいしゃこうせいしせつ つうしよぶ かいせつ 昭和 58 (1983) 年 知的障害者更生施設 しょうせいえん通所部 開設</p> <p>しょうわ ねん 民間生活ホームかいせつ げん しょうがいしゃ しょうせいえん だい 昭和 59 (1984) 年 民間生活ホーム開設 (現 障害者グループホーム松星苑 第1ホーム)</p> <p>しょうわ ねん 民間生活ホームかいせつ ふくし いこう 昭和 60 (1985) 年 民間生活ホームをミニ福祉ホームへ移行</p> <p>へいせい ねん ふうし しょうせいえん だい 平成 元 (1989) 年 ミニ福祉ホームを松星苑第一グループホームへ移行</p> <p>へいせい ねん しょうせいえん だいに かいせつ げん しょうがいしゃ しょうせいえん だい 平成 4 (1992) 年 松星苑 第二グループホーム開設 (現 障害者グループホーム松星苑 第2ホーム)</p> <p>へいせい ねん ちできしょうがいしゃこうせいしせつ だい かいせつ げん だい えん 平成 11 (1999) 年 知的障害者更生施設 第2しょうせいえん開設 (現 第2しょうせい苑)</p> <p>へいせい ねん だい えん だい しょうせいえん だい しょうせいえん だい 平成 17 (2005) 年 第1しょうせい苑・第2しょうせい苑・松星苑第1グループホーム・松星苑第2グループホームへ名称変更 松星苑第3グループホーム 開設</p> <p>へいせい ねん しょうせいえん だい しょうがいしゃじりつしえんほうしこう 平成 18 (2006) 年 松星苑第1～第3グループホームを障害者自立支援法施行により障害者グループ・ケアホーム松星苑に移行</p> <p>へいせい ねん そうだんしえん えん かいせつ 相談支援センターしょうせい苑 開設</p> <p>へいせい ねん しょうがいしゃ しょうせいえん だい かいせつ 平成20 (2008) 年 障害者グループ・ケアホーム松星苑第4ホーム 開設</p> <p>へいせい ねん しょうがいしゃじりつしえんほう もと だい えんおよ だい えん しょうがいしゃしえんしせつ いこう 平成23 (2011) 年 障害者自立支援法に基づき第1しょうせい苑及び第2しょうせい苑を障害者支援施設へ移行</p> <p>へいせい ねん しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうせいえん いこう 平成26 (2014) 年 障害者総合支援法に基づき松星苑グループホームへ移行</p> <p>へいせい ねん しゅうろうけいぞく がたじきょうしよ えん かいせつ 平成27 (2015) 年 就労継続B型事業所 ゆたか苑 開設</p>
ほうじん とくしよく 法人の特色	あい きほんりねん しせつ とくしよく い ちできしょうがいしゃ こ こ じんかく そうちやう えんじよしえん つう かのう かき 「愛」を基本理念とし、それぞれの施設が特色を生かし、知的障害者の個々の人格の尊重と、援助支援を通じて可能な限りの生活自立および社会自立と社会参加を図り、地域福祉への貢献にも努めます。



ほうじん しょうゆう 法人が所有 しせつ する施設	しょうがいしゃしえんしせつ だい えん せいけつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよなど 障害者支援施設 第1しょうせい苑 (生活介護・施設入所支援・短期入所等) しょうがいしゃしえんしせつ だい えん せいけつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよなど 障害者支援施設 第2しょうせい苑 (生活介護・施設入所支援・短期入所等) しょうがいしゃ しゅうせいえん きょうどうせいけつえんじょ 障害者グループホーム松星苑 (共同生活援助) そうだん し えん えん そうだんしえん 相談支援センターしょうせい苑 (相談支援) しゅうろうけいぞく がたじょうしよ えん しゅうろうけいぞく がた 就労継続B型事業所 ゆたか苑 (就労継続B型)
------------------------------------	--

2. 利用施設

じぎょうしよ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいしゃしえんしせつ 指定障害者支援施設
じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	だい えん 第1しょうせい苑
じぎょうしよ しまざいち 事業所の所在地	やまぐちけんくだまつしいくの やみなみいつちやうめ ばん ごう 山口県下松市生野屋南一丁目7番11号
じぎょうしよばんごう 事業所番号	3515300022
していび 指定日	へいせい ねん がつ にち 平成23(2011)年10月1日
でんわばんごう 電話番号	0833-43-9810
ばんごう ファックス番号	0833-43-7300
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net/lsyousei/
メールアドレス	syouseien@kvision.ne.jp
かんりしや 管理者	しせつちやう ひろつ とおる 施設長 弘津 亨
サービス管理責任者	おかもと ひでき ひろつ とおる 岡本 英樹・弘津 亨
サービスの 実施地域	くだまつし しゅうなんし ひるまじっし 下松市・周南市(昼間実施サービス) しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよ じっしちいき せいげん ※施設入所支援・短期入所は実施地域の制限はありません
しゅ たいしょうしや 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
じぎょうおよ たいいん 事業及び定員	しせつにゆうしよしえんじぎょう 施設入所支援事業 48名 せいけつかいごじぎょう 生活介護事業 67名 たんきにゆうしよじぎょう 短期入所事業 3名 にちゅういちじしえん (ひがえ 日中一時支援 (日帰りショート) 7名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和52(1977)年7月1日

3. サービスの目的・運営方針

(1) 目的



施設入所支援事業、または生活介護事業の対象者に対し、当施設において日中活動と併せて、夜間等における入浴、排泄、食事の介護等を提供することを目的として、障害者施設において必要なサービスの提供を行います。

(2) 運営方針

「愛」を運営理念とし、次に掲げる方針により運営します。

- ① 利用者一人ひとりのニーズとエンパワメントを尊重し、「個別支援計画」に沿ったより質の高い支援を通して、より自立した豊かな社会生活が営めるように支援します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて施設障害福祉サービスを提供するように努めます。
- ③ できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業者を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ④ 「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令172号)に定める内容の他、各関係法令を遵守し事業を実施します。

4. サービスに係わる施設・設備等の概要

(1) 施設

<p>こうぞうおよ めんせき 構造及び面積</p>	<p>ほんかん てつきん てっこつづくりりくや ね かいだて 本館：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建</p> <p>かい 1階 81.12 m² 2階 1496.79 m² 3階 136.11 m²</p> <p>さぎょうとうほんかん てっこつづくり てつばんぶきひらやだて 作業棟本館：鉄骨造スレート・鉄板葺平屋建</p> <p>174.15 m²</p> <p>なごみ どうけいさぎょうしつ てつきん てっこつづくり ぶき かいだて 和(なごみ)・陶芸作業室：鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺2階建(1階は倉庫、2階は作業室)</p> <p>かい そうこ かい さぎょうしつ 1階 47.60 m² 2階 85.40 m²</p> <p>とうげいようかまぼしつ けいりょうてっこつづくり ぶきひらやだて 陶芸用釜場室：軽量鉄骨造スレート葺平屋建 24.29 m²</p> <p>そうこ せんしよくしつ けいりょうてっこつづくり ぶきひらやだて 倉庫・染色室：軽量鉄骨造スレート葺平屋建43.20 m²</p>
-------------------------------	---

(2) 居室

きょしつ しゅるい 居室の種類	しつすう 室数	びこう 備考
こしつ 個室	18	わしつ 和室 おしい くつぼこ しゅうのうだな かんび も こ か 押入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン完備。テレビ持ち込み可
りべや 2人部屋	16	わしつ 和室 おしい くつぼこ しゅうのうだな かんび も こ か 押入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン完備。テレビ持ち込み可
だん しつ 団らん室	6	ようしつ 洋室 しゅうのうだな かんび 収納棚・エアコン・テレビ完備。

(3) その他の設備



せつび しゅるい 設備の種類	しつすう 室数	びこう 備考
しょくどう 食堂	1	79.20 m ²
そうだんしつ 相談室	1	31.04 m ² わしつ 和室
よくしつ だつじょう 浴室 (脱衣場)	2	48.83 m ² だんじょかく しょ だつじょう 男女各1か所 (脱衣場エアコンあり)
いむしつ 医務室	1	18.98 m ²
せいようしつ 静養室	2	39.96 m ² いむしつおよ じょせいどう しょ 医務室及び女性棟1か所
かいぎしつ 会議室	1	25.94 m ²
トイレ	10	だんせいどう しょ うち しょしんしょうよう 男性棟3か所 (内1か所身障用) じょせいどう しょ うち しょしんしょうよう 女性棟2か所 (内1か所身障用) かんりどう しょ よくしつだつじょう しょ 管理棟3か所 浴室脱衣場2か所
ショーティストイ室	2	だんじょかく へや 男女各1部屋
せんめんじょ 洗面所	4	だんじょかく しょ 男女各2か所
たもくてきしつ 多目的室	2	わしつ ようしつ だいどころ よくしつ 和室 洋室 台所 浴室 トイレ
たもくてき 多目的ホール	1	99.96 m ²
ちょうりば 調理場	1	ガスコンロ せつち 設置
トイレ	2	だんじょかく しょ 男女各1か所
きぎょうしつ 作業室	5	
じゅんびしつ 準備室	1	とうげいじゅんびしつ なごみ じゅんびしつ 陶芸準備室 和 (なごみ) 準備室
トイレ	3	だんじょかく しょ しんしょうよう 男女各1か所と身障用

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしゅう きだ していきじゅん じゅんしゅ いじょう しせつ せつび せつち
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

※せんかんれいだんぼうかんび など ぼうかせつび かんび
※全館冷暖房完備で、スプリンクラー等の防火設備を完備しています。

※しせつ たいしんこうぞう じしん じ ひなんばしょ びちくしよくりょうなどそな
※施設は耐震構造で、地震時の避難場所、備蓄食糧等備えています。

5. サービス提供職員の設置状況

(1) 職員体制

しょくしゅ 職種	しょくいんすう 職員数	くぶん 区分				じょうきんかんざん 常勤換算	びこう 備考
		じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤			
		せんじゅう 専従	けんにん 兼任	せんじゅう 専従	けんにん 兼任		
し せつ ちよう 施設長	1		1			1.0	ふくしせんもんしょくしかくなど 福祉専門職資格等



サービス管理 責任者	2	1	1		1.2	サービス管理責任者資格等		
医師（嘱託医）	1			1	0.1	医師		
看護師	2		1	1	1.4	看護師資格・福祉専門職資格等		
事務員	2		2		1.8	福祉専門職資格等		
生活支援員	3	1	2	3	8	2	7.8	福祉専門職資格等
栄養士	1		1			1.0	管理栄養士資格	
調理員	7		4		3	5.5	調理師免許	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	8:15～17:00
サービス管理責任者	8:15～17:00
看護師	8:15～17:00
事務員	早日勤（8:00～16:45） 遅日勤（8:45～17:30）
生活支援員	日勤（8:15～17:00）＜休日（8:30～17:15）＞ 早出（7:00～15:45） 遅出（11:30～20:15）＜休日（9:00～17:45）＞ 夜勤（16:00～翌9:30）
栄養士	8:15～17:00
調理員	早出（5:30～14:15） 日勤（8:15～17:00） 遅出（10:15～19:00）

※勤務時間は必要に応じて、都度変更いたします。

(3) 日中活動の営業日と営業時間

- ① 営業日 当事業所が職員配置等の事情により受け入れが困難であると判断する日を除く全日。
- ② 営業時間 午前8時15分～午後4時15分



6. 短期入所サービス提供内容

短期入所支援の内容は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、施設が利用者に対し短期的な施設利用を提供して日中活動と併せて、夜間等における入浴、排泄、食事の提供を中心として、生活面での支援及び、急な体調の変化における対応を主とします。

1) 介護給付費対象サービス

① 相談及び援助

利用者の心身の状況等を把握し、利用者及びその家族が希望する生活に適切な援助、助言、相談等を行います。

② 保護

利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて必要な保護を行います。

③ 介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって生活全般にわたる援助を行います。

ア) 食事

利用者の身体の状況に応じ適切に食事ができるように支援します。

イ) 入浴

原則として月曜日～金曜日（土・日曜日が休日の場合は1日おきに実施）に入浴を実施しています。入浴中は職員が見守り、必要な介助と安全配慮をします。健康状態により入浴ができない場合は必要に応じて適切に対応します。

ウ) 排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行います。

エ) 起床・就床

起床（7時）、消灯（22時）を目安に生活のリズムにのれるように支援します。

オ) 睡眠

快適に睡眠ができるように支援します。

カ) 着脱衣

利用者の体調や季節、気候に合わせた着用ができるように支援をします。

キ) 整容

歯磨き、洗面、身だしなみ等については個性を尊重し、清潔と健康が保てるように適切な支援をします。

ク) 掃除・整理整頓

清潔な環境で生活できるように適切に支援します。衣類や持ち物も収納・管理ができるように支援、介助を行います。

ケ) 移動

利用者の身体状況に応じて適切な方法で支援します。

④ 安全面

日常生活の各場面でマニュアルに沿って安全配慮を行います。

建物・設備について定期的な点検を行い、必要な改善・改修等の措置をとり安全確保に努めます。

⑤ 健康への支援



ア) 健康管理

日常生活上に必要な健康状態の確認・把握に努め健康維持を図ります。適切な消毒、清掃、設備等の導入により衛生的な環境を維持し、感染症、食中毒等の予防に努めます。

イ) 服薬管理

医師の処方による薬については、看護師管理のもと、個々の利用者の状況に応じて適切に管理し服薬の支援をします。原則として医師から処方された薬以外は預かりません。

ウ) 医療機関との連携

受診が必要な時は、嘱託医や協力医療機関等と連携し、適切な医療が受けられるように支援します。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。入院の場合は身元引受人等の対応になります。

⑥ 日中活動

創作的活動への参加、レクリエーション活動等を行い利用者が主体性を持ち、充実した生活が送れるように支援します。

⑦ 余暇活動

余暇活動への支援として日々の生活の中で趣味・興味に配慮し個々に応じた支援をします。

2) 給付費対象外サービス

① 食事サービス

栄養のバランスと利用者の身体状況を考慮し、幅広い献立による食事を提供します。

ア、食事代

利用者が、施設で提供する食事をされた場合に係る料金は次のとおりです。

朝食	280円	(低所得180円)	特別食実費
昼食	620円	(低所得320円)	特別食実費
夕食	482円	(低所得320円)	特別食実費

イ、食事時間

朝食	7時40分	から
昼食	11時40分	から
夕食	17時30分	から

② 創作的活動及びクラブ活動

余暇活動の一環として行う、創作的活動やクラブ活動・リフレッシュ活動を行う上で必要な費用については、利用者に負担していただくことが適当な費用は、実費を負担していただきます。

③ 日常生活上必要となる諸経費

日用品費、保健衛生費、教養娯楽費等、利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当な費用は、実費を負担していただきます。施設で準備する日用品は以下のとおりです。

- ・トイレトーパー
- ・洗体、手洗い石鹸
- ・洗濯洗剤
- ・トイレ、流し台の掃除用洗剤



・シャンプー

- ④ サービス提供記録等のコピー代
サービス提供記録のコピーに関しては無料です。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担又は利用者負担額を言います）尚、定率負担又は利用者負担額の軽減等（補給付及び低所得者の負担軽減措置等）が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 食事のキャンセル料について

利用者がサービス利用取り消し（キャンセル）をする場合は、利用予定日の3日前までに申し出のない場合はキャンセル料をいただきます。

※キャンセル料（食事の原材料実費相当額）：朝食180円 昼食320円 夕食320円

(4) 利用料金のお支払方法

当事業所窓口にて現金支払いをお願いします。（原則平日の8：45～16：45とさせていただきます。）

8. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業者におけるサービス会議や他の事業者との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙「個人情報提供同意書」に基づき対応いたします。事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理します。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の8：30～17：00です。※土曜日も対応できる日がありますので事前にお問い合わせ下さい。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業者及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、「個人情報提供同意書」による利用者の同意に基づき情報提供をいたします。



9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関への受診の必要が発生した場合は、マニュアルに基づき速やかに対応いたします。家族の方への緊急連絡も併せて行います。

10. 医療機関について

(1) 当事業所の嘱託医師

医師名 (病院名)	診察科	診察日
吉田 延 (大田病院)	精神科・神経科	随時

(2) 当事業所の協力医療機関

医療機関	院長名	診察科目	所在地	電話番号
周南記念病院	なかもとけん ぶ 中元賢武	そうごう 総合	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3330
黒川病院	くろかわけんすけ 黒川健甫	のうげか しんけい 脳外科・神経内科	周南市五月町8-19	0834-32-2015

(3) 当事業所の協力歯科医療機関

医療機関	院長名	所在地	電話番号
原田歯科医院	はらただただ 原田正剛	下松市南花岡6-9-12	0833-43-1010

※上記の他、下記の病院にも通院が可能です。

小林耳鼻科 篠山医院 久保駅前眼科 松野整形外科 秀浦医院 中山医院
山下ウィメンズクリニック 徳山中央病院 他

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情申立先

当事業所ご利用相談窓口

苦情解決責任者	施設長 弘津 亨
苦情受付責任者	支援課長 岡本 英樹

(苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。担当者が不在の場合は事務所までお申し込みください)

ご利用時間 8:15～17:00

(一部土曜・日曜・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300



くじょうかいけつだいさんしゃいん
 苦情解決第三者委員

こうだただじろう こうだこうにんかいけいしじ わしよしよちょう
 神田忠二郎 (神田公認会計士事務所 所長)

でんわばんごう
 電話番号 0833-43-3533

はぎわらひろこ
 萩原浩子 (音楽活動主宰者)

でんわばんごう
 電話番号 0833-43-7298

たかたしんじ
 高田慎二 (社会奉仕活動団体ロータリークラブ 会長)

でんわばんごう
 電話番号 0833-46-1631

やまぐちけんふくし くじょうかいけつだいさんかい
 山口県福祉サービス苦情解決委員会

しよざいち やまぐち おおてまち やまぐちけんしゃかいふくしかいけん かい でんわばんごう
 所在地 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2階 電話番号 083-924-2837

※ その他お住まいの市町の福祉相談窓口にご相談ください。

くだまつし くだまつししょうがいしゃぎやくたいぼうし 0833-45-1835 きゅうじつ やかん
 下松市 下松市障害者虐待防止センター 休日・夜間 0833-45-1700
 (下松市福祉支援課内)

しゅうなんし しゅうなんししょうがいしゃしえんか 0834-22-8463 きゅうじつ やかん
 周南市 周南市障害者支援課 休日・夜間 0834-22-8211

ひかりし ひかりしふくしそくむか 0833-74-3001 きゅうじつ やかん
 光市 光市福祉総務課 休日・夜間 0833-74-3000 (22時まで)
 0833-72-1400 (22時以降)

(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎやくたいぼうしせきにんしゃ ひろつ とおる
 虐待防止責任者 弘津 亨
 ぎやくたいぼうしそくむかおかせきにんしゃ おかもと ひでき
 虐待防止相談窓口責任者 岡本 英樹

ご利用時間 8:15 ~ 17:00

(土・日・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

でんわばんごう
 電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300

(3) 第三者評価実施の有無

まだ実施しておりません。

12. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

当事業所の非常時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応いたします。

(2) 避難・防災訓練

年4回実施します。

防災設備

ア、 自動火災報知機 (設備) 設置

イ、 防火扉 設置



ウ、	誘導灯	設置
エ、	ガス漏れ報知器	設置
オ、	非常警報・通報装置	設置
カ、	消火設備	設置
キ、	スプリンクラー設備	設置
ク、	消火器	設置

※消防法上の基準は全て満たしております。

※カーテン等は防炎性のあるものを使用しております。

※震災等に備えて備蓄（食料・飲料水6日分）しております。

(3) 消防計画等

第1しょうせい苑消防計画を策定しております。

消防署への届出日 : 平成27年4月

防火管理者 : 相本 浩一

(4) 保険

事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

加入保険内容 : 建物及び什器・備品に係る火災保険

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

加入保険内容 : 利用者の方の日常生活上の傷害保険

加入保険会社 : AIG スター生命 (全国社会福祉協議会斡旋)

加入保険内容 : しせつの損害賠償保険

13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項

利用されている方々の共同の生活の場としての快適性・安全性を確保するために、次にあげる事項についてご留意ください。

(1) 保護者等の面会について

面会は原則的に自由です。時間は概ね9:00～17:00までとさせていただきます。但し、感染症の流行等で面会を制限させていただくこともあります。

面会を希望される方は職員にその旨ご連絡ください。

(2) 外出について

ア、外出は保護者からの申請書提出・事業所の承認により実施できます。



イ、身元引受人及び親族以外の方と外出をされる場合は身元引受人の許可をとってください。

ウ、外出中の事故については、事業所は責任を負いません。

オ、外出の開始及び終了時刻は概ね9：00～17：00とします。

(3) 持ち込みの制限

危険物、加熱器具、暖房器具、その他利用者もしくは他の利用者の方に危険であると当事業所が判断した物については、持ち込みを制限することがあります。

(4) 飲酒・喫煙について

喫煙は、当事業所内の決められた場所でお願ひします。尚、ライターやマッチなどの着火用品については安全のために職員管理とさせていただきます。但し健康面への責任は負いかねます。

酒類のお持ち込みはご遠慮ください。飲酒は行事等の定められた機会にお願ひします。

(5) 食品等の差し入れ又は持ち込み

家庭等からの手づくり食品等の差し入れ又は持ち込みについては、利用者本人の物のみに限らせていただきますが、できる限り控えていただき、原則として生もの・未加熱の物はご遠慮ください。

(6) 他利用者との関係について

共同生活を送る上でお互いを尊重し合い、仲良くお過ごしください。他利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくこともあります。

(7) 事業所内の設備の使用上の注意について

共同の設備でありますので、本来の用法により、大切に扱うようにしてください。利用者の故意や過失により破損が生じた場合はその賠償をしていただく場合があります。

(8) 貴重品について

貴重品についてはご自分で管理してください。自己管理において紛失や破損があっても、事業所は責任を負いかねますので、できる限り持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持ち込まれる場合で、自己管理の困難な利用者につきましては、希望により事業所にて管理をいたします。

(9) 宗教活動・政治活動・営利活動

利用者の思想、宗教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、及び営利活動はご遠慮ください。

(10) 動物飼育

事業所内へのペット等動物の持ち込み及び飼育はできません。